

諮問庁：文化庁長官

諮問日：平成29年8月29日（平成29年（行情）諮問第348号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行情）答申第491号）

事件名：著作権法上の発達障害（者）の定義が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「著作権法上の発達障害（者）の定義が記載されている文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月3日付け29受庁房第416号により文化庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

（2）審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、「著作権法上の発達障害（者）の定義（運用解釈を含む）」が記載されている文書（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、不存在のため、不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 本件対象文書の不存在について

「著作権法上の発達障害（者）」について、著作権法では「発達障害」の文言が用いられている条文は著作権法33条の2のみであるところ、当該条文で用いられている「発達障害」の定義及び運用・解釈を記載した文

書は存在しない。

更に、念のため文化庁内の書庫等を探索したが本件対象文書の内容に係る文書は存在しなかった。

3 原処分に当たったの考え方について

以上のことから、本件対象文書が不存在のため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年8月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年1月22日 | 審議 |
| ④ | 同年2月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 「発達障害」の文言が規定されている著作権法33条の2第1項は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童生徒のために、教科書の文字・図形等を拡大等した「教科書用拡大図書等」を作成する場合について、例外的に著作権者の許諾を得ずに当該著作物を複製できる旨を定めたものである。

当該文言は、議員立法である「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」による著作権法の一部改正により同条に加えられた文言である。

イ 著作権法は、長官官房特定課が所掌しているが、同法33条の2第1項中「発達障害」との文言は、議員立法により同項に加えられたものであるため、同課において「発達障害」の定義付けに関する文書は作成しておらず、保有していない。

ウ 念のため文化庁内の書庫等を探索したが、本件対象文書の内容に係る文書は存在しなかった。

(2) 文化庁において、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、文化庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文化庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司